

共同研究契約における経費の負担項目の改定について（お知らせ）

令和7年3月10日
国立大学法人室蘭工業大学

平素より本学の教育研究活動へのご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

本学における産学官連携活動については、令和3年度分の共同研究から直接経費の他に間接経費として30%を計上いただき、MONOづくりみらい共創機構をはじめとした産学官連携推進機能の整備、その他大学の機能強化等のために活用させていただいております。

一方、文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議）」が示され、共同研究に係る費用計算の見直しにより、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されております。

また、国からの運営費交付金の減額により大学の管理運営も非常に厳しい状況であり、このままでは産学官連携活動に限らず、教育研究活動全般に大きな影響を及ぼしかねない状況になってきております。

このため、本学では本ガイドラインを踏まえ、学内の必要経費について改めて検討を行うとともに、本学の共同研究受入れの現状にかんがみ、以下のとおり改訂を行うことが適当であるとの結論に至りました。

つきましては、研究活動を支える研究基盤を充実させるため、学術貢献費を新たに設けることと致しますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○改定内容

本学研究者の学術的知見等の貢献度に応じた対価（学術貢献費）の新設

※上記の改定は令和7年4月1日以降締結の共同研究契約から適用します。

ただし、令和7年3月31日までに共同研究申請書が提出されている場合は、経過措置として従前の取扱い（学術貢献費の計上なし）といたします。詳細は裏面をご覧ください。

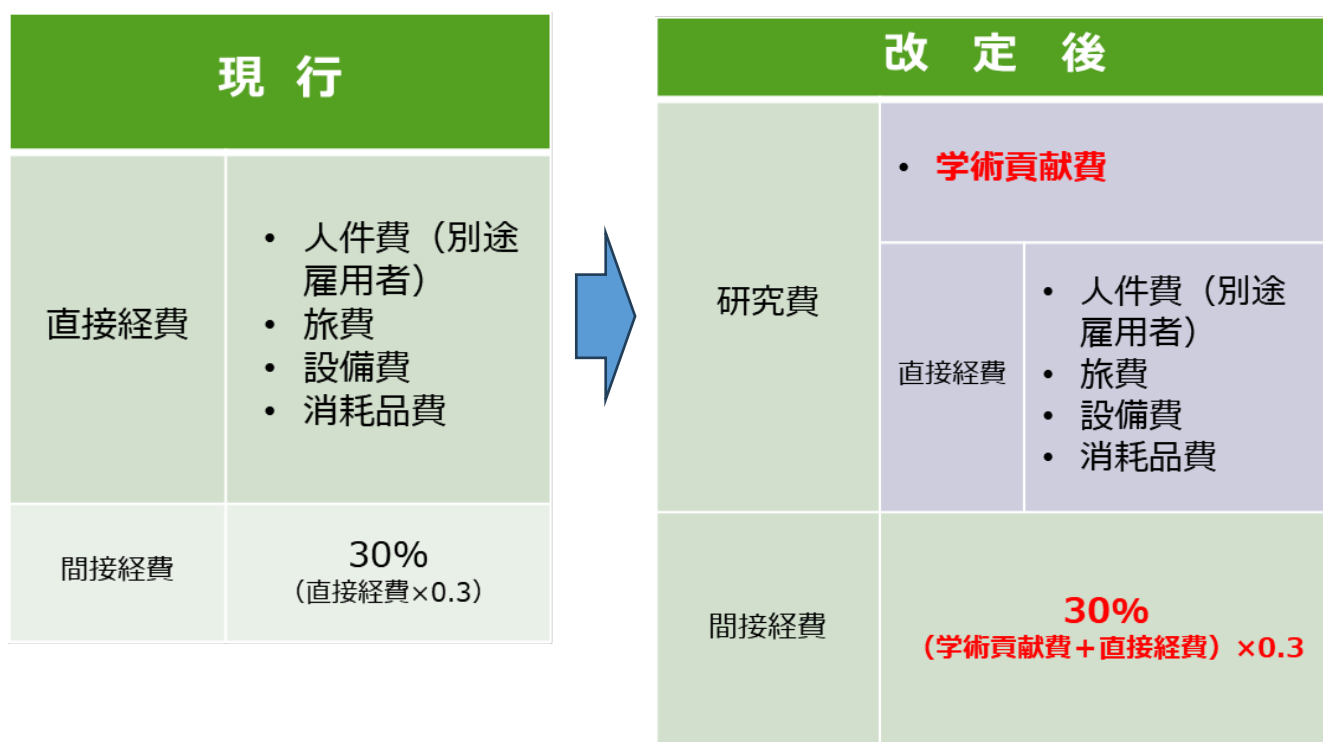
共同研究契約における経費の負担項目の改定概要

1. 改定による変更点

○学術貢献費の新設

学術貢献費とは、本学研究者の学術的知見等の貢献度に応じた対価として、当該研究への貢献の度合いに基づき、研究者の裁量・判断によって計上させていただく経費になり、共同研究を実施する教員の研究領域に関連する研究費として活用させていただきます。

2. 改正のポイント



3. 適用時期について

